(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2019-108679 (P2019-108679A)

(43) 公開日 令和1年7月4日(2019.7.4)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
EO2F	9/00	(2006.01)	EO2F	9/00	C	5HO4O
HO1M	2/10	(2006.01)	HO1M	2/10	K	
			HO1M	2/10	T	
			HO1M	2/10	U	

審査請求 未請求 請求項の数 4 OL (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2017-240737 (P2017-240737) (22) 出願日 平成29年12月15日 (2017.12.15) (71) 出願人 000005522

日立建機株式会社

東京都台東区東上野二丁目16番1号

(74)代理人 110000442

特許業務法人 武和国際特許事務所

(72)発明者 金田 充弘

茨城県土浦市神立町650番地 日立建機

株式会社 土浦工場内

F ターム(参考) 5H040 AA12 AS06 AT06 AY02 GG21

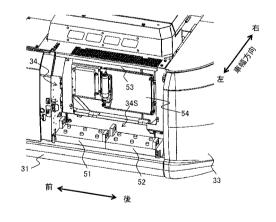
(54) 【発明の名称】油圧ショベル

(57)【要約】

【課題】バッテリの取り付け作業や取り外し作業を容易 にすることが可能な油圧ショベルを提供する。

【解決手段】旋回フレーム31上に設けられた機械室34に車体の前後方向に細長い格納スペース34Sが形成され、格納スペース34Sに一対のバッテリ51,52が車体の前後方向に並んで格納された油圧ショベル1において、各バッテリ51,52の上面51A,52Aにおける前端部には第1持ち手511,521が、後端部には第2持ち手512,522とは、車体の車幅方向に沿って位置をずらして配置されている。

【選択図】図3



【特許請求の範囲】

【請求項1】

走行体と、前記走行体の上方に旋回可能に設けられた旋回体と、前記旋回体のフレーム上に設けられ、車体の前後方向に細長い格納スペースが形成された機械室と、を備え、前記格納スペースには、バッテリが前記車体の前後方向に複数並んで格納された油圧ショベルにおいて、

前記バッテリの上面における前端部には第1持ち手が、前記バッテリの上面における後端部には第2持ち手が、それぞれ突設されており、

前記バッテリの前記第1持ち手と前記第2持ち手とは、前記車体の車幅方向に沿って位置をずらして配置されている

ことを特徴とする油圧ショベル。

【請求項2】

請求項1に記載の油圧ショベルにおいて、

前記第1持ち手と前記第2持ち手とは、前記バッテリの重心を通る鉛直軸を基準として点対称な位置に配置されている

ことを特徴とする油圧ショベル。

【請求項3】

請求項1記載の油圧ショベルにおいて、

前記第1持ち手と前記第2持ち手との間には、前記車体の車幅方向に両者が互いに重ならないための隙間が形成されている

ことを特徴とする油圧ショベル。

【請求項4】

請求項1に記載の油圧ショベルにおいて、

前記第1持ち手及び前記第2持ち手には、作業者の手を通すための挿入空間が形成されており、

前記第1持ち手及び前記第2持ち手は、同一部材を用いて同一形状に形成されていることを特徴とする油圧ショベル。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、エンジンを駆動するためのモータや各種の電装品に電力を供給するバッテリが搭載された油圧ショベルに関する。

【背景技術】

[0002]

油圧ショベルに搭載されるバッテリは、乗用車等の一般的な自動車に搭載されるバッテリよりも高重量であり、旋回フレーム上に設けられた機械室内の限られた格納スペースに複数並べて格納される。

[0003]

例えば、特許文献1に開示された油圧ショベルでは、車体の前後方向に延びた格納スペースが機械室に設けられ、この格納スペースに2個の同じ形状のバッテリが車体の前後方向に並んだ状態で格納されている。各バッテリは、車体の前後方向に細長い直方体形状をしており、バッテリの上面には、複数の接続端子及び一対の把手が設けられている。一対の把手はそれぞれ、バッテリの長手方向の端部中央に配置されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【特許文献1】特開2017-150278号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

10

20

30

特許文献1に記載の油圧ショベルのように、限られた大きさの格納スペースに同じ形状のバッテリを複数並べた状態では、各バッテリの周辺に作業者の手が入る隙間はほとんどない。この場合、隣り合うバッテリにおいて一方のバッテリの把手のすぐ隣に他方のバッテリの把手が位置することとなり、各バッテリの取り付け作業や取り外し作業の際に、一方のバッテリと他方のバッテリとの間に作業者の手が入りにくい。そのため、作業者は高重量のバッテリを片手で出し入れする等、作業が困難となり、バッテリ自体や周辺の機器に損傷を与える可能性がある。

[0006]

そこで、本発明の目的は、バッテリの取り付け作業や取り外し作業を容易にすることが可能な油圧ショベルを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0007]

上記の目的を達成するために、本発明は、走行体と、前記走行体の上方に旋回可能に設けられた旋回体と、前記旋回体のフレーム上に設けられ、車体の前後方向に細長い格納スペースが形成された機械室と、を備え、前記格納スペースには、バッテリが前記車体の前後方向に複数並んで格納された油圧ショベルにおいて、前記バッテリの上面における前端部には第1持ち手が、前記バッテリの上面における後端部には第2持ち手が、それぞれ突設されており、前記バッテリの前記第1持ち手と前記第2持ち手とは、前記車体の車幅方向に沿って位置をずらして配置されていることを特徴とする。

【発明の効果】

[0008]

本発明によれば、バッテリの取り付け作業や取り外し作業を容易にすることができる。上記した以外の課題、構成及び効果は、以下の実施形態の説明により明らかにされる。

【図面の簡単な説明】

[0009]

- 【図1】本発明の実施形態に係る油圧ショベルの外観を示す側面図である。
- 【図2】機械室の外観を示す拡大図である。
- 【図3】機械室の内部を示す拡大図である。
- 【図4】一対のバッテリの外観を示す斜視図である。
- 【 図 5 】 一 対 の バ ッ テ リ が 車 体 の 前 後 方 向 に 並 ん だ 状 態 に お け る 上 面 図 で あ る 。
- 【図 6 】(a)は比較例に係る一対のバッテリが機械室内に格納された状態を示す図、(b)は比較例に係る一対のバッテリが車体の前後方向に並んだ状態における上面図である

【発明を実施するための形態】

[0010]

以下、本発明の実施形態に係る油圧ショベルの一態様として、クローラ式の油圧ショベルについて説明する。

[0011]

< 油圧ショベル1の全体構成>

まず、油圧ショベル1の全体構成について、図1を参照して説明する。

[0 0 1 2]

図1は、本発明の実施形態に係る油圧ショベル1の外観を示す側面図である。なお、図1は、油圧ショベル1が路面を走行する際の状態を示しており、以下の説明では、図1の状態を基準として、油圧ショベル1の進行方向の前側を車体の前方とし、進行方向の後側を車体の後方とする。また、車体の車幅方向(左右方向)のうち、前方を向いた状態のオペレータの左手側を左方とし、右手側を右方とする。

[0013]

油圧ショベル1は、走行体2と、走行体2の上方に旋回装置30を介して旋回可能に取り付けられた旋回体3と、旋回体3の前方に取り付けられて掘削等の作業を行うフロント作業機4と、を備えている。

20

10

30

40

10

20

30

40

50

[0014]

走行体 2 は、クローラ 2 1 と、クローラ 2 1 を回転駆動させるための走行モータ 2 2 と、を有しており、走行モータ 2 2 の駆動力によりクローラ 2 1 を地面に接触させた状態で回転させて車体を移動させる。なお、クローラ 2 1 及び走行モータ 2 2 はいずれも、左右にそれぞれ設けられているが、図 1 では左側のクローラ 2 1 及び走行モータ 2 2 のみを示している。本実施形態では、油圧ショベル 1 はクローラ式の走行体を備えているが、これに限らず、例えばホイール式の走行体であってもよい。

[0015]

旋回体 3 は、旋回フレーム 3 1 と、オペレータが搭乗する運転室 3 2 と、車体が傾倒しないようにバランスを保つためのカウンタウェイト 3 3 と、エンジン等の各機器を内部に収容する機械室 3 4 と、を備えている。

[0016]

運転室32は旋回フレーム31の前側に、カウンタウェイト33は旋回フレーム31の 後側に、それぞれ配置されており、機械室34は運転室32とカウンタウェイト33との 間に配置されている。

[0017]

フロント作業機4は、基端部が旋回体3に回動可能に取り付けられたブーム41と、ブーム41の先端部に回動可能に取り付けられたアーム42と、アーム42の先端部に回動可能に取り付けられたバケット43と、を備えている。ブーム41は旋回体3に対して上下方向に回動(俯仰)し、アーム42はブーム41に対して前後方向に回動し、バケット43はアーム42に対して前後方向に回動する。

[0 0 1 8]

バケット 4 3 は、土砂等の荷を掬い上げて所定の位置に荷を下ろすものである。このバケット 4 3 は、例えば、木材や岩石、廃棄物等を掴むグラップルや、岩盤を掘削するブレーカ等のアタッチメントに変更することが可能である。これにより、油圧ショベル 1 は、作業内容に適したアタッチメントを用いて、掘削や破砕等を含む様々な作業を行うことができる。

[0019]

また、フロント作業機 4 は、旋回体 3 とブーム 4 1 とを連結するブームシリンダ 4 1 A と、ブーム 4 1 とアーム 4 2 とを連結するアームシリンダ 4 2 A と、アーム 4 2 とバケット 4 3 とを連結するバケットシリンダ 4 3 A と、これらの各シリンダ 4 1 A , 4 2 A , 4 3 A へ作動油を導くための複数の配管(不図示)と、を有している。

[0020]

ブームシリンダ 4 1 A はロッドを伸縮させてブーム 4 1 を駆動し、アームシリンダ 4 2 A はロッドを伸縮させてアーム 4 2 を駆動し、バケットシリンダ 4 3 A はロッドを伸縮させてバケット 4 3 を駆動する。

- [0021]
- <機械室34の構成>

次に、機械室34の構成について、図2及び図3を参照して説明する。

[0022]

図 2 は、機械室 3 4 の外観を示す拡大図である。図 3 は、機械室 3 4 の内部を示す拡大図である。

[0023]

機械室34は、旋回フレーム31上に設けられた空間であり、油圧ショベル1の走行やフロント作業機4の駆動等に必要な様々な機器が収容されている。図3には、一対のバッテリ51,52、ラジエター53、及びコンデンサ54が示されている。

[0024]

図2に示すように、旋回体3の左側面にはドアカバー340が設けられており、このドアカバー340を開くことによって機械室34が外部に開放される(図3参照)。なお、機械室34は非常に限られた空間であり、隣り合う機器の間や機器と旋回フレーム31と

の間に十分な隙間を確保することが難しく、周囲に配置された機器と接触した状態で収容される機器もある。

[0025]

図3に示すように、機械室34内における左端部側、具体的には、ラジエター53及びコンデンサ54よりも左側(ドアカバー340の側)に車体の前後方向に細長い格納スペース34Sが形成され、この格納スペース34Sに一対のバッテリ51,52が車体の前後方向に並んで格納されている。なお、以下において、一対のバッテリ51,52のうち、前側に格納されたバッテリを「前側バッテリ51」とし、後側に格納されたバッテリを「後側バッテリ52」として説明する場合がある。

[0026]

格納スペース34Sに格納された一対のバッテリ51,52の周囲には、例えば作業者の手が入る程度の十分な大きさの隙間はない。また、前側バッテリ51と後側バッテリ5 2とは、接触した状態で格納スペース34Sに格納されている。

[0 0 2 7]

< 一対のバッテリ51,52の構成>

次に、一対のバッテリ51,52の構成について、図4及び図5を参照して説明する。

[0028]

図 4 は、一対のバッテリ 5 1 , 5 2 の外観を示す斜視図である。図 5 は、一対のバッテリ 5 1 , 5 2 が車体の前後方向に並んだ状態における上面図である。

[0 0 2 9]

一対のバッテリ51,52(前側バッテリ51及び後側バッテリ52)はそれぞれ、エンジンを駆動するためのモータや各種の電装品に電力を供給するものであり、乗用車等の一般的な自動車に搭載されるバッテリよりも高重量である。

[0030]

図4に示すように、前側バッテリ51及び後側バッテリ52はそれぞれ、車体の前後方向を長辺とし、車体の車幅方向(左右方向)を短辺とする直方体形状に形成されている。なお、前側バッテリ51の構成と後側バッテリ52の構成とは同様であるため、以下では適宜、前側バッテリ51を例に挙げて具体的に説明し、後側バッテリ52の詳しい構成についてはその説明を割愛する。

[0031]

前側バッテリ51の上面51Aにおける前端部には第1持ち手511が、上面51Aにおける後端部には第2持ち手512が、それぞれ上方に向かって突設されており、第1持ち手511と第2持ち手512とは、車幅方向に沿って位置をずらして配置されている。

[0032]

本実施形態では、第1持ち手511は前端部の右端に、第2持ち手512は後端部の左端に、上面51Aの中心C1を対称点として点対称となるようにそれぞれ配置されている。なお、この中心C1は、前側バッテリ51の重心G1を通る鉛直軸V1(図4において二点鎖線で示す)上に位置している。また、図5に示すように、第1持ち手511と第2持ち手512との間には、車体の車幅方向に両者が互いに重ならないための隙間 が形成されている。

[0033]

第1持ち手5 1 1 及び第 2 持ち手5 1 2 はそれぞれ、車体の前後方向に厚みを有する矩形状の板部材であり、本実施形態では同一部材を用いて同一形状に形成されている。第 1 持ち手5 1 1 の中央部には第 1 貫通孔 5 1 1 A が、第 2 持ち手5 1 2 の中央部には第 2 貫通孔 5 1 2 A が、それぞれ形成されている。第 1 貫通孔 5 1 1 A 及び第 2 貫通孔 5 1 2 A はそれぞれ、車体の前後方向(前側バッテリ 5 1 の長辺方向)に貫通した矩形状の貫通孔であり、作業者の手を挿入するための挿入空間である。

[0034]

なお、第1持ち手511及び第2持ち手512において、必ずしも第1貫通孔511A 及び第2貫通孔512Aが形成されている必要はないが、前述したように前側バッテリ5 10

20

30

40

(6)

1 は高重量であるため、作業者が持ち上げる際に手を挿入するための挿入空間が形成されていることが望ましい。

[0035]

また、前側バッテリ51の上面51Aには、図4及び図5に示すように、第1持ち手511と第2持ち手512との間の領域に、複数の接続端子510が上方に向かって突出して設けられている。本実施形態では、前側バッテリ51の長辺方向に等間隔に配置された3つの接続端子510が短辺方向に2列並んでおり、合計6つの接続端子510が設けられている。

[0036]

後側バッテリ52についても、前側バッテリ51と同様に、上面52Aには、複数の接続端子520、貫通孔521Aが形成された第1持ち手521、及び貫通孔522Aが形成された第2持ち手521と第2持ち手522とは、車幅方向に沿って隙間 だけ位置をずらして配置されている。

[0037]

そして、第1持ち手521は前端部の右端に、第2持ち手522は後端部の左端に、上面52Aの中心C2を対称点として点対称となるようにそれぞれ配置されている。この中心C2も、前側バッテリ51における中心C1と同様に、重心G2を通る鉛直軸V2(図4において二点鎖線で示す)上に位置している。

[0038]

このように、本実施形態に係る一対のバッテリ51,52では、第1持ち手511,521と第2持ち手512,522とが、重心G1,G2を通る鉛直軸V1,V2を基準として点対称の位置に配置されている。これにより、作業者が一対のバッテリ51,52を格納スペー持ち上げる際にバランスが良く、安定した状態で一対のバッテリ51,52を格納スペース34Sに対して出し入れすることができる。

[0039]

図5に示すように、前側バッテリ51及び後側バッテリ52を格納スペース34Sに格納した状態では、前側バッテリ51の第2持ち手512と後側バッテリ52の第1持ち手521とが車体の車幅方向に沿って位置をずらして配置される。本実施形態では、前側バッテリ51の第2持ち手512と後側バッテリ52の第1持ち手521との間には、車体の車幅方向に隙間が形成されるため、前側バッテリ51の第2持ち手512と後側バッテリ52の第1持ち手521とは車体の車幅方向に互いに重ならない。

[0040]

ここで、比較例に係る一対のバッテリ 9 1 , 9 2 の構成について、図 6 (a) 及び図 6 (b) を参照して説明する。

[0041]

図 6 (a) は比較例に係る一対のバッテリ 9 1 , 9 2 が機械室 3 4 内に格納された状態を示す図、図 6 (b) は比較例に係る一対のバッテリ 9 1 , 9 2 が車体の前後方向に並んだ状態における上面図である。なお、本実施形態に係る一対のバッテリ 5 1 , 5 2 について説明したものと共通する構成要素については、その説明を省略する。

[0042]

比較例に係る一対のバッテリ91,92は、本実施形態に係る一対のバッテリ51,52と異なり、第1持ち手911,921及び第2持ち手912,922がいずれも、各バッテリ91,92の短手方向(車体の車幅方向)の中央部に配置されている。したがって、前側バッテリ91及び後側バッテリ92を格納スペース34Sに格納した状態では、前側バッテリ91の第2持ち手912と後側バッテリ92の第1持ち手921とは車体の車幅方向に互いに重なり合っている。

[0043]

図 6 (a) に示すように、前側バッテリ 9 1 と後側バッテリ 9 2 とは接触した状態で格納スペース 3 4 S に格納されるため、前側バッテリ 9 1 の第 2 持ち手 9 1 2 と後側バッテリ 9 2 の第 1 持ち手 9 2 1 との間には隙間がほとんどない。

10

20

30

00

40

[0044]

したがって、例えば、格納スペース34Sに前側バッテリ91及び後側バッテリ92が格納された状態において作業者が前側バッテリ91及び後側バッテリ92のいずれかを取り出そうとする場合や、格納スペース34Sに前側バッテリ91が格納された状態において作業者が後側バッテリ92を格納しようとする場合に、作業者は前側バッテリ91と後側バッテリ92との間に手を入れることができず、高重量のバッテリを片手で出し入れする等作業が困難となる。このため、一対のバッテリ91,92の取り付け作業や取り外し作業において、バッテリ自体や周辺の機器に損傷を与える可能性がある。

[0045]

しかしながら、本実施形態に係る一対のバッテリ51,52では、前側バッテリ51及び後側バッテリ52を格納スペース34Sに格納した状態において、前側バッテリ51の第2持ち手512と後側バッテリ52の第1持ち手521との間には、両者が車体の車幅方向に互いに重ならないための隙間 が形成されるため、前側バッテリ91と後側バッテリ92とが接触した状態で格納されていても、作業者は、前側バッテリ51の第2持ち手512ないし後側バッテリ52の第1持ち手521を掴むことができる。

[0046]

これにより、作業者は、高重量のバッテリを両手でしっかりと掴んだ状態で格納スペース 3 4 S への出し入れ作業を行うことができ、一対のバッテリ 5 1 , 5 2 の格納スペース 3 4 S への取り付け作業や取り外し作業が容易になる。

[0047]

なお、一対のバッテリ51,52において、少なくとも第1持ち手511,521と第2持ち手512,522とが車体の車幅方向に沿って位置をずらして配置されていればよく、第1持ち手511,521の一部と第2持ち手512,522の一部とが車体の車幅方向に互いに重なっていてもよい。

[0048]

さらに、本実施形態では、第1持ち手511,521及び第2持ち手512,522はいずれも同一部材を用いて同一形状に形成されていることにより、一部材で前側バッテリ51及び後側バッテリ52の両方に適用することができる。

[0049]

以上、本発明の実施形態について説明した。なお、本発明は上記した実施形態に限定されるものではなく、様々な変形例が含まれる。例えば、上記した実施形態は本発明を分かりやすく説明するために詳細に説明したものであり、必ずしも説明した全ての構成を備えるものに限定されるものではない。また、本実施形態の構成の一部を他の実施形態の構成に置き換えることが可能であり、また、本実施形態の構成に他の実施形態の構成を加えることも可能である。またさらに、本実施形態の構成の一部について、他の構成の追加・削除・置換をすることが可能である。

[0050]

例えば、上記実施形態では、機械室34の格納スペース34Sに2つのバッテリ51, 52が格納されていたが、これに限らず、3つ以上のバッテリが格納されていてもよい。

【符号の説明】

[0 0 5 1]

1:油圧ショベル

3 1 : 旋回フレーム (フレーム)

3 4 : 機械室

3 4 S : 格納スペース

5 1:前側バッテリ(バッテリ)

5 1 A:上面

5 2 :後側バッテリ(バッテリ)

5 2 A:上面

5 1 1 , 5 2 1 : 第 1 持 5 手

10

20

30

30

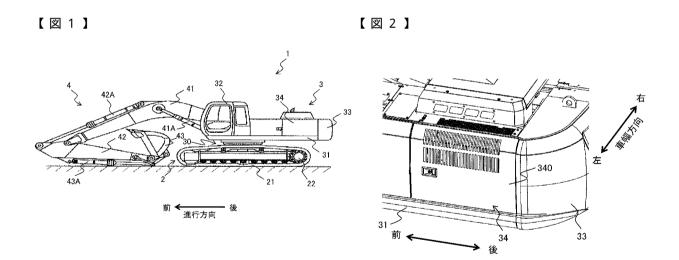
40

5 1 1 A , 5 1 2 A , 5 2 1 A , 5 2 2 A : 貫通孔 (挿入空間)

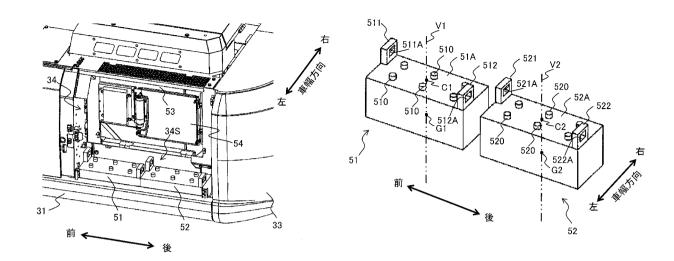
5 1 2 , 5 2 2 : 第 2 持ち手

:隙間

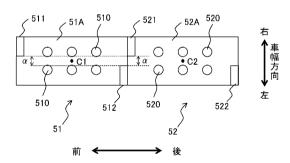
G 1 , G 2 : 重心 V 1 , V 2 : 鉛直軸



【図3】



【図5】



【図6】

